

京都府における絶滅のおそれのある野生生物の  
保全に関する条例のあり方について

答 申

平成19年1月26日

京都府環境審議会

はじめに

生物多様性の保全は世界的に見ても最も重要で緊急性を要する問題であり、なかでも、種の絶滅防止は喫緊の課題であると考えられます。

平成14年6月に発刊された京都府レッドデータブックでは、府内に生息生育している野生生物1万1千種のうち、既に1%にあたる100種が絶滅、7%にあたる808種が絶滅のおそれのある種（絶滅寸前種・絶滅危惧種）であることが明らかとなり、準絶滅危惧種や要注目種をあわせると、府内の野生生物の実に15%にあたる1596種が掲載されました。

これを受けて京都府では、平成15年度に「希少野生生物等保全方策検討委員会（会長 千地万造 元京都橘女子大学学長）」を設置して、府が地域住民やNPO、専門家などと協力して取り組むべき絶滅危惧種の保全のあり方について検討を行い、7項目からなる「絶滅のおそれのある野生生物等の保全方策に関する提言」が取りまとめられました。

この提言の第1には保全制度の必要性が掲げられ、制度の具体化を図るために「絶滅のおそれのある野生生物の保全制度に関する研究会（座長 村上興正 元京都大学大学院理学研究科講師）」を設けて、平成18年9月に「京都府における絶滅のおそれのある野生生物の保全条例のあり方」が取りまとめられました。

京都府環境審議会では、京都府知事から諮問を受けた「京都府における絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例のあり方」について、これまでの検討委員会の提言や研究会報告を踏まえながら、審議を重ね、このほど答申としてのとりまとめを行いました。

本審議会は、京都府がこの答申をもとに、多くの府民が自らの問題として絶滅危惧種の保全を考え、推進する保全条例が早期に制定され、将来にわたって、府内の多くの野生生物が絶滅の危機から脱して、生物多様性が維持されていくよう、積極的な保全や回復のための対策が推進されることを強く期待いたします。

平成19年1月26日

京都府環境審議会  
会長 内藤 正明

## [条例の必要性]

- ▶ 国は、平成4(1992)年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで採択された「生物多様性条約」に従って平成14年に、旧版を改訂して「新・生物多様性国家戦略」を策定した。この国家戦略の中では、種の絶滅阻止や生態系の保全強化が施策の方向とされ、地域個体群の安定した存続を図るためのシステム確立の重要性が指摘されている。
- ▶ 種の絶滅防止のためには、地域における個体群の保全が重要であることから、本府においても、府内の絶滅のおそれのある野生生物種や生態系などの現状を把握し、保全施策を進めるべく調査を行い、平成14年6月に京都府レッドデータブックを発刊した。
- ▶ この中で、府内の野生生物には、かつては普通に見ることができたものが、人間活動の拡大とともに、生息生育地を奪われたり乱獲されるなどにより急減している種、元々種自体の生存基盤が脆弱で、わずかな環境変化でも絶滅が心配される状態になりうる種の両者が存在していることが明らかになり、これらの保全を緊急に行うことの必要性が認識された。
- ▶ また、府が地域住民やNPO、専門家などと協力して取り組むべき保全のあり方について、希少野生生物等保全方策検討委員会を設置して検討し、7項目の提言として取りまとめられた。その第1に、野生生物の乱獲等を防止し、その生息・生育環境を保全するための制度的な枠組みとして条例創設の必要であることが指摘されたところである。
- ▶ 希少な野生動植物を保全する法制度として、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」があるが、これは、全国的な観点から見て希少な種を対象としたものであり、現在、同法により指定されている73種のうち、京都府に関係する種は10種のみになっている。
- ▶ このことから、京都府の自然生態系を保全するためには、府内において絶滅のおそれのある野生生物を保全する必要があり、また、全国的に分布している種の絶滅は地域個体群の消滅からはじまるということからも、府内における絶滅の防止や回復、予防措置を含む総合的な種の保全条例の創設が不可欠である。

## [条例の体系]

- ▶ 京都府の絶滅のおそれのある野生生物の保全条例においては、種の保存法の基本的な体系を踏まえつつ、府独自の保全の考え方を盛り込み、効果的な対策を講じていく必要がある。
- ▶ 絶滅のおそれのある野生生物の保全に際しては、多くの府民の参加による積極的な保全回復措置が有効であることから、規制措置とともに、地域住民やNPO等が協働して保全対策に取り組むシステムなどを取り入れる必要がある。そのためには、保全対象の指定手続きに係る透明性を確保するとともに、府民提案制度の導入やNPO等からの保全プロジェクトの企画提案制度など、府民が参加しやすい環境づくりを行う必要がある。
- ▶ また、絶滅のおそれのある野生生物の状況はその脆弱性のために変動が激しく、的確な保全回復措置を行っていくためには、科学的な現状把握のための調査や定期的なモニタリングが不可欠であり、現状把握や分析ができる専門家による組織の設置が有効である。
- ▶ これらの総合的な対策を進めていくため、本府においては次の体系による条例の設置が必要である。

### 第1章 総則

- 1 目的、2 定義、3 責務、4 財産権の尊重、5 基本方針の策定

### 第2章 個体の取扱いに関する規制

- 1 個体の所有者の義務等、2 指定希少野生生物の指定、3 禁止事項、4 捕獲等の許可

### 第3章 生息地等の保全に関する規制

- 1 土地の所有者等の義務等、2 生息地等保全地区の指定、3 規制の対象、4 規制区域
- 5 措置命令

### 第4章 府民協働による保全回復措置に関する事項

- 1 保全回復計画の策定、2 保全回復事業、3 保全回復事業のモニタリング調査
- 4 保全回復団体の登録と保全回復計画の認定（生息地等ステewardシップ制度）

### 第5章 推進体制の整備

- 1 保全連絡体制の整備、2 専門的知識を有する者で構成された組織の整備
- 3 希少野生生物保全推進員、4 人材の育成

### 第6章 外来生物に関する施策

### 第7章 雑則

- ① 調査等の実施、② 財政上の措置、
- ③ 開発行為における絶滅のおそれのある野生生物への配慮、④ 農林水産業との連携
- ⑤ 損失の補償、⑥ 国・他の地方公共団体との協力、⑦ 国等に関する特例

### 第8章 罰則に関する事項

**太字は府独自措置**

## 第1章 総則

### 1 目的

(課題)

府内の自然環境をよりよい状態で次代の府民に継承し、生物多様性を保全することは、現在に生きる私たちの責務であることから、府内の生態系の重要な構成要素である野生生物の種を絶滅の危機から回避させ、普通種へと回復させていくために、府民や行政など様々な主体が協働して、絶滅のおそれのある野生生物の種やその地域個体群を保全していく制度が必要である。

府内に生息し又は生育する野生生物は、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として府民の豊かな生活に欠かすことのできないものであることから、府及び府民等が協働して野生生物の絶滅を防ぎ、絶滅のおそれからの回復を図ることにより、府内の生物の多様性を保全し、これを府民共有の財産として次代に継承することを目的とする。

### 2 定義

(課題)

専門用語など、本条例において特に必要な用語については、定義付けを行っておく必要がある。

#### ○絶滅のおそれのある野生生物

府内に生息し又は生育する在来の野生生物の種（亜種、変種を含む。）及び地域個体群（地域的に孤立した個体群をいう。）であって、その存続に支障を来す程度にその個体の数が少ないもの、その個体の数が減少しつつあるもの、その個体の生息地又は生育地（以下「生息地等」）が消滅しつつあるもの、その個体の生息又は生育の環境が悪化しつつあるものなど、その存続に支障を来す事情のある野生生物をいう。

#### ○指定希少野生生物

その個体が府内に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生生物の種及び地域個体群であって、府が別に定めるものをいう。

#### ○保全回復

絶滅のおそれのある野生生物を絶滅の危機から回避させ、予防的措置を含む保全対策を生息地等内外で行うことにより、安定的な生息及び生育が維持できる状態への回復を目標とした取組をいう。

#### ○外来生物

国外又は国内の他地域に生息し又は生育する野生生物の種であって、野生生物が本来有する移動能力を超えて導入されたもの（卵及び種子、孢子、器官を含む。）をいう。

### 3 責務

(課題)

絶滅のおそれのある野生生物の保全は、行政だけで行うのではなく、地域住民やNPO、土地所有者や事業者など、幅広い主体との協働によって初めて成り立つものであることから、府や事業者、府民等との協働による保全のあり方として、各主体の責務を明らかにする必要がある。

#### ○府の責務

府は、府内の絶滅のおそれのある野生生物が置かれている状況を常に把握して、予防的措置により総合的・計画的な保全施策を策定、実施するとともに、普及啓発や府民と協働した取組の推進及び公共事業における配慮を行う。

#### ○事業者の責務

事業活動を行うに当たり、絶滅のおそれのある野生生物の生息地等の環境の悪化の防止に努めるとともに、府が実施する絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する施策に協力する責務を有する。

#### ○府民及び旅行者などの責務

絶滅のおそれのある野生生物の保全に努めるとともに、府が実施する絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する施策に協力するものとする。

## 4 財産権の尊重

(課題)

絶滅のおそれのある野生生物の保全に当たっては、公用制限により所有権などの財産権を制約する必要があるため、条例に基づく手続きや運用等においては、府民の財産権の尊重には十分留意しておく必要がある。

関係者の所有権など財産権の尊重及び府民の生活の安定・福祉の維持向上に配慮する。

## 5 基本方針の策定

(課題)

府の絶滅のおそれのある野生生物の保全施策に対する基本的な方針を定め、府民に明らかにしていく必要がある。基本方針では、府内の絶滅のおそれのある種をどのようにして保全、回復させ、そのためにはどのような措置が必要であるか、府の基本的な考え方や保全の取り組む姿勢、方法などを定め、これに基づく施策を進めていく必要がある。

府は、絶滅のおそれのある野生生物の保全のための基本方針を策定する。

基本方針は、次の事項について定める。

- ・絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する基本構想
- ・指定希少野生生物の選定に関する基本的な事項
- ・指定希少野生生物の個体(卵及び種子を含む。)の取扱いに関する基本的な事項
- ・指定希少野生生物の個体の生息地等の保全に関する基本的な事項
- ・絶滅のおそれのある野生生物の保全の普及啓発及び人材育成に関する基本的な事項
- ・保全回復事業(指定希少野生生物の保全を図るための事業)に関する基本的な事項
- ・そのほかの絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する重要事項

## 第2章 個体の取扱いに関する規制

(課題)

府内における種の絶滅の原因として、京都府レッドデータブックでは、開発や森林の過度の伐採とともに、ペットや園芸、標本など観賞用の乱獲・盗掘などが主なものになっている。現在一部のマニアや業者などにより行われている乱獲や盗掘などを防止するしくみと規制制度を設けて、これらを防ぐ必要がある。

### 1 個体の所有者の義務等

- ・指定希少野生生物の所有者又は占有者は、その個体を適切に取扱うよう努める。
- ・府は、指定希少野生生物の所有者等に対し、必要な助言や指導を行う。

### 2 指定希少野生生物の指定

(課題)

保全すべき種の選定の考え方として、府レッドデータブックで絶滅寸前種、絶滅危惧種、絶滅種(府内で再発見された場合)に位置づけられたものについて、その原因を取り除き、種の回復ができるよう、優先して選定するものとし、順次、準絶滅危惧種や要注目種に保全対象を広げるよう努める必要がある。

なお、種の指定に当たっては、どのような過程で、なぜその種が選ばれたのかを明らかにする必要がある。そのためには選定過程の府民への透明化を図るとともに、府民からの情報や意見を反映させるために、府民が保全すべき種や保全区域を提案できるような制度についても取り入れていく必要がある。

- ・府は、絶滅のおそれのある野生生物のうち、特に保護を図る必要があるものについて、専門家による組織が作成した指定候補案に基づき、指定希少野生生物として指定。

- ・府民は、指定希少野生生物の指定及び解除について、理由を付して府に提案できる。
- ・府は、提案が行われたときは、必要な検討を行い、当該提案をした者にその結果を通知する。
- ・府は、指定希少野生生物に指定しようとするときは、あらかじめ公示し、利害関係人の意見を聴く。
- ・府は、指定希少野生生物の指定及び解除をしようとするときは、府環境審議会の意見を聴く。

### 3 禁止事項

(課題)

乱獲を防止するためには、商業目的や趣味による野生生物の捕獲・採取や殺傷・損傷を規制する必要がある。さらに、生物の生存にとって最も重要な繁殖行為を行う場である巣についてもその破壊を防止する必要がある。

乱獲はペットやはく製、標本などのために行われることが多い。乱獲を防止する措置の効果を高めるため、違法に捕獲された個体の所持や販売、販売のための陳列や広告なども一体的に規制を行うことが必要である。

インターネットを使った絶滅のおそれのある野生生物の販売については、乱獲等を助長する要因となっていると近年指摘されているところであり、府内の事業所や購買者に対して自重を呼びかけたり、所持や広告の禁止措置を適用して排除するなどの措置も必要である。

- ・指定希少野生生物の生きている個体の捕獲、採取、殺傷又は損傷(以下「捕獲等」)すること。
- ・指定希少野生生物のうち府が定める種について、指定された期間、範囲において巣を破壊、損傷すること。
- ・この条例に違反して捕獲等された個体(加工品や標本を含む。)の所持、譲渡し、譲受け、引渡し、引受けをすること。
- ・この条例に違反して捕獲等された個体の販売や頒布を目的とした陳列や広告をすること。

### 4 捕獲等の許可

- ・学術研究や保全のための繁殖の目的で指定希少野生生物の捕獲等又は巣の破壊をしようとする者は、府の許可が必要である。

## 第3章 生息地等の保全に関する規制

(課題)

絶滅のおそれのある野生生物の生息生育地における開発行為は、その地域の絶滅のおそれのある種を含む生態系全体を消失させる場合があり、特に生息上重要な地域の開発など、生息地を消滅あるいは質的な変化を起こさせる行為については抑制していく必要がある。そのため、生息地等保護区を設けて開発や森林伐採を規制するとともに、生息環境の汚染や生息環境を激変させる行為を制限する措置が必要である。

### 1 土地の所有者等の義務等

- ・土地の所有者等は、土地の利用に当たり指定希少野生生物の保全に留意すること。
- ・府は、指定希少野生生物の保全のため、土地の所有者等に対し、必要な助言や指導を行う。

### 2 生息地等保全地区の指定

- ・府は、指定希少野生生物の生息地等及び一体的にその保全を図る必要がある区域を個体の分布状況及び生態その他その個体の生息又は生育の状況を勘案し、基本方針で定める要件により生息地等保全地区に指定する。
- ・府民は、生息地等保全地区の指定及び解除について、理由を付して府に提案することができ

- る。
- ・府は、提案が行われたときは、必要な検討を行い、当該提案をした者にその結果を通知する。
- ・府は、生息地等保全地区に指定しようとするときは、あらかじめ公示し、利害関係人の意見を聴く。
- ・府は、指定希少野生生物の指定及び解除をする場合は、府環境審議会及び関係市町村の長の意見を聴く。

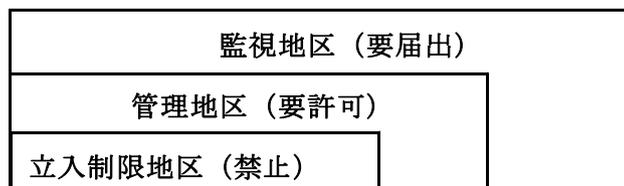
### 3 規制の対象

- (※里山やため池などの通常の維持管理については除外規定を設ける)
- ① 建築物その他の工作物の新築、改築、増築
  - ② 宅地の造成、土地の開墾その他土地（水底を含む。）の形質変更
  - ③ 鉱物の採掘、土石の採取
  - ④ 水面の埋め立て、干拓
  - ⑤ 河川、湖沼等の水位、水量の増減
  - ⑥ 木竹の伐採
  - ⑦ 指定希少野生生物の生息又は生育に必要な、府が指定する野生生物等の捕獲等
  - ⑧ 汚水・廃水を排水設備を設けて排出
  - ⑨ 車馬・動力船の使用、航空機の着陸
  - ⑩ ⑦以外で特に定める野生生物の個体等の捕獲等
  - ⑪ 指定希少野生生物に影響を及ぼすおそれのあるものとして府が指定する外来生物などの放逐・植栽・播種
  - ⑫ 府が指定する物質の散布
  - ⑬ 火入れ・たき火
  - ⑭ 指定希少野生生物に支障を及ぼす方法による個体の観察
  - ⑮ 餌付け
  - ⑯ 他地域からの同種の希少野生生物の導入

### 4 規制区域

- 管理地区
  - ・生息地等保全地区内で指定希少野生生物の保全のため特に必要がある区域
  - ・上記3の①～⑯の行為については、許可が必要
- 立入制限地区
  - ・管理地区内で指定希少野生生物の生息又は生育のために特に保全を図る必要がある場所
  - ・何人も、府が定める期間内は、原則として立入制限地区への立入を禁止
  - ・指定に際しては土地の所有者等の同意を得る。
- 監視地区
  - ・生息地等保全地区の管理地区以外の区域
  - ・上記3の①～⑤の行為については、あらかじめ届け出が必要

生息地等保全地区



### 5 措置命令

- ・府は、規定や許可条件に違反した者に措置命令を行う。
- ・府は、規制された行為を行っている者に報告を求め、職員に立ち入り検査をさせることができる。

## 第4章 府民協働による保全回復措置に関する事項

### 1 保全回復計画の策定

(課題)

絶滅のおそれのある野生生物の保全に当たっては、規制措置だけでなく、積極的な保全回復措置を行うことが重要である。保全回復措置を行う場合には、行政のみならず、地域の自然と調和を保ちながら暮らしてきた住民や積極的な保全活動を行っているNPOとの協働なくしては、効果的な保全対策を進めることはできない。そのため、科学的なデータを基にした種ごとの保全計画を策定するとともに、生息地ごとの行動計画を住民協働により策定して、計画的な保全回復事業を進める必要がある。また、絶滅のおそれのある野生生物の保全について住民協働を進めるしくみや行政と保全団体が連携する組織についても、条例のなかでそのあり方を明らかにする必要がある。

- ・府は、指定希少野生生物の保全回復の目標、区域、内容を適正・効果的に実施するために必要な事項について計画を策定する。
- ・府民は、保全回復計画の内容について、理由を付して府に提案できる。
- ・府は、提案が行われたときは、必要な検討を行い、当該提案をした者にその結果を通知する。
- ・府は、保全回復計画を策定するに当たっては、府環境審議会の意見を聴く。

### 2 保全回復事業

- ・府は、保全回復計画に基づいて実施する生息地等ごとの保全回復のための行動計画を策定し、保全回復事業を行う。
- ・府以外の地方公共団体は、保全回復事業の実施に当たり、保全回復計画に基づく行動計画を策定し、府の確認を受けることができる。

### 3 保全回復事業のモニタリング調査

(課題)

保全回復措置及び保全回復事業の実施にあたっては、その効果を確認しながら行う必要があることから、一定期間毎にその成果を確認し、順応的な管理により、最も効果的な対策ができるよう見直ししながら実施する必要がある。

- ・府は、保全回復事業の進ちょく状況について把握し、公表する。
- ・保全回復事業の状況及び結果に応じて保全回復行動計画を見直す。

### 4 保全回復団体の登録と保全回復計画の認定（生息地等ステュワードシップ制度）

[課題]

生息地ステュワードシップ制度は、2002年に成立したカナダ絶滅危惧種法で初めて取り入れられた制度で、地域のNPOが主体となり、地権者はもとより、地元のNPO、業界団体、学校、行政機関などと連携しながら、絶滅危惧種の保全対策や教育・学習、生息地保全対策などについて、保全プログラムの策定や保全方針づくり、実践までの幅広い取組を行うもので、行政機関はこのプログラムを認定し、財政支援や情報提供や技術支援などを行う制度である。

京都府においても、住民との協働は大きなテーマであり、絶滅のおそれのある野生生物対策においても条例の中に一連の対策の柱としてこの制度を組み入れ、効果的な保全対策の実践を進めることが重要である。

そのため、地域で保全回復活動を行おうとする団体を登録し、地域の住民などと作成する保全回復行動計画を府が認定する制度などの創設が有効である。なお、団体が認定された計画に沿って行う保全や調査については、禁止行為の一部解除や財政支援、情報提供などの優遇措置により支援する方策も必要である。

- ・府は、指定希少野生生物の保全回復事業を行おうとする団体を指定希少野生生物の保全回復団体として登録する。

- ・保全回復団体等は、地域住民や専門的知識を有する者などの多様な主体との協働により保全回復行動計画を策定し、府の認定を受ける。
- ・府は、保全回復団体の登録及び保全回復行動計画を認定したときは、それを公表する。
- ・保全回復団体等は、認定された保全回復行動計画に基づいて保全回復事業を実施し、一定期間ごとに成果を府に報告する。
- ・府は、保全回復団体等に対し、技術的助言、財政援助、情報提供などの支援を行うことができる。
- ・保全回復団体等が保全回復行動計画に基づいて実施する対策において、府は要許可行為の規定の適用を一部除外できる。

## 第5章 推進体制の整備

### 1 保全連絡体制の整備

(課題)

絶滅のおそれのある野生生物の保全にあたっては、関係機関による連絡体制の整備が必要であることから、府、地元市町村、地元自治会、NPOなどの連携を図るための組織を設置する必要がある。

- ・府は、府民協働による指定希少野生生物の効果的な保全の推進を図るため、府民、行政機関、保全団体、専門的知識を有する者等との保全連絡体制を整備する。

### 2 専門的知識を有する者で構成された組織の整備

(課題)

絶滅のおそれのある野生生物の保全対策には、科学的なデータと専門的な知見に基づく保全対策が不可欠である。学識者や研究者などの専門家による機関として、府内の絶滅のおそれのある野生生物をはじめとする野生生物の現状を常に監視し、データを蓄積し、行政に提言やアドバイスを行う組織を設置する必要がある。専門家の知見やデータを基に希少野生生物種の指定種選定や生息地等保護区の設置の基礎資料とするなど、科学的な支柱となる機関として設置する必要がある。

- ・府は、絶滅のおそれのある野生生物の個体数の動向や生息地等の状況を科学的に把握し、指定希少野生生物の指定候補を選定するため、専門的知識を有する者で構成された組織を整備する。

### 3 希少野生生物保全推進員

- ・府は、希少野生生物の保全に熱意と専門的な知識を有する者を指定希少野生生物又は生息地等ごとに希少野生生物保全推進員に委任する。
- ・希少野生生物保全推進員は、調査、助言、施策協力、啓発などの活動を行う。

### 4 人材の育成

- ・府は、府民、事業者、民間団体などと連携して、希少野生生物に関する専門的な知識を有し、積極的な保全回復のための活動を行う人材を育成する。

## 第6章 外来生物に関する施策

(課題)

京都府レッドデータブックでは、府内の絶滅のおそれのある野生生物の生息や生態系の維持に影響を及ぼす外来生物を、「要注目－外来種」としてランク付けた。外来生物による被害には様々な問題が生じるとされているが、絶滅のおそれのある種やその他在来種にとっても、捕食や競合、遺伝子汚染、生態系のかく乱などの被害が指摘されているところであり、野外への放出が大きな問題となっている。

外来生物が自然界に一旦蔓延すると被害防除に大きな労力を要することから、予防的措置と早期対応が最も重要である。そのため、野外放出の禁止を中心として、それを助長する飼育や保管などの状況を把握するとともに、防除を行う体制づくりが必要である。

- ・府は、絶滅のおそれのある野生生物や生態系に影響を及ぼす外来生物の実態を把握するとともに、増殖抑制、個体数低減、生息地等縮小などの必要な防除措置を講じるよう努める。
- ・府は、市町村が行う外来生物の防除について、必要な指導・助言等の支援を行う。

## 第7章 雑則

### ① 調査等の実施

(課題)

府内における絶滅のおそれのある野生生物の現状を把握して、施策の効果や改善点などの検討材料として活用するため、定期的に調査を行う必要がある。

- ・府は絶滅のおそれのある野生生物の生息又は生育の状況を定期的に調査し、その結果を条例の適正な運用に活用する。

### ② 財政上の措置

(課題)

絶滅のおそれのある野生生物の保全は、長期に渡る保全対策が必要な場合も多く、府としても安定的な保全回復措置を推進するために、例えば、絶滅のおそれのある種の調査やモニタリング、生息生育地の監視、場合によっては土地の買入れ、地域住民やNPOによる絶滅のおそれのある野生生物の生息地等の保全活動などに対する財政支援などに係る財政上の措置を規定しておく必要がある。

- ・府は、絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する施策に必要な財政上の措置を講じるよう努める。

### ③ 開発行為における絶滅のおそれのある野生生物への配慮

(課題)

府の公共事業を環境共生型の地域社会を築くための公共事業へと導いていくために策定された『環』の公共事業行動計画では、構想段階から実施、管理に至る各段階において、絶滅のおそれのある野生生物の生息生育の状況をあらかじめ把握し、生息生育地などが確認された場合は適切な配慮を行うことになっている。

この趣旨に則って、本条例において絶滅のおそれのある野生生物に対する公共事業の配慮規定を位置づける必要がある。

- ・府内において開発行為をしようとする者は、その構想段階から管理段階において、開発行為によって生じる絶滅のおそれのある野生生物や生態系への負荷を回避し、低減するよう努める。

### ④ 農林水産業との連携

(課題)

水田や里山、河川などの農林水産業の場は、絶滅のおそれのある野生生物の生息環境としても非常に重要な位置を占めている。農林水産業と密接に関わりあいながら維持されてきた絶滅のおそれのある野生生物を保全するためには、これら産業の安定的な維持が不可欠である。そのためには生業安定とともに、特に農家や林家の方々との連携や協働した取組を進めることが重要である。

- ・府は絶滅のおそれのある野生生物の保全に関して農林水産業等の生業の安定・福祉の向上に配慮する。
- ・農林水産業者は、事業活動に際して絶滅のおそれのある野生生物の保全に配慮し、府が行う保全の取組に協力する。

## ⑤ 損失の補償

(課題)

絶滅のおそれのある野生生物の保全のための規制措置のために、特定の者が著しい損失を受けた場合、財産権の尊重と関連し、その生じた損失に対して府が補償を行うことについて定めておく必要がある。

- ・府は、不許可や命令のために損失を受けたものに対し、通常生ずべき損失を補償する。

## ⑥ 国・他の地方公共団体との協力

- ・府は広域的な取組が必要とされる施策の策定・実施に当たり、国・他の地方公共団体と協力する。

## ⑦ 国等に関する特例

- ・国、地方公共団体が行う事務又は事業の特例措置として、規制などの規定を適用せず、協議又は通知による。

## 第8章 罰則に関する事項

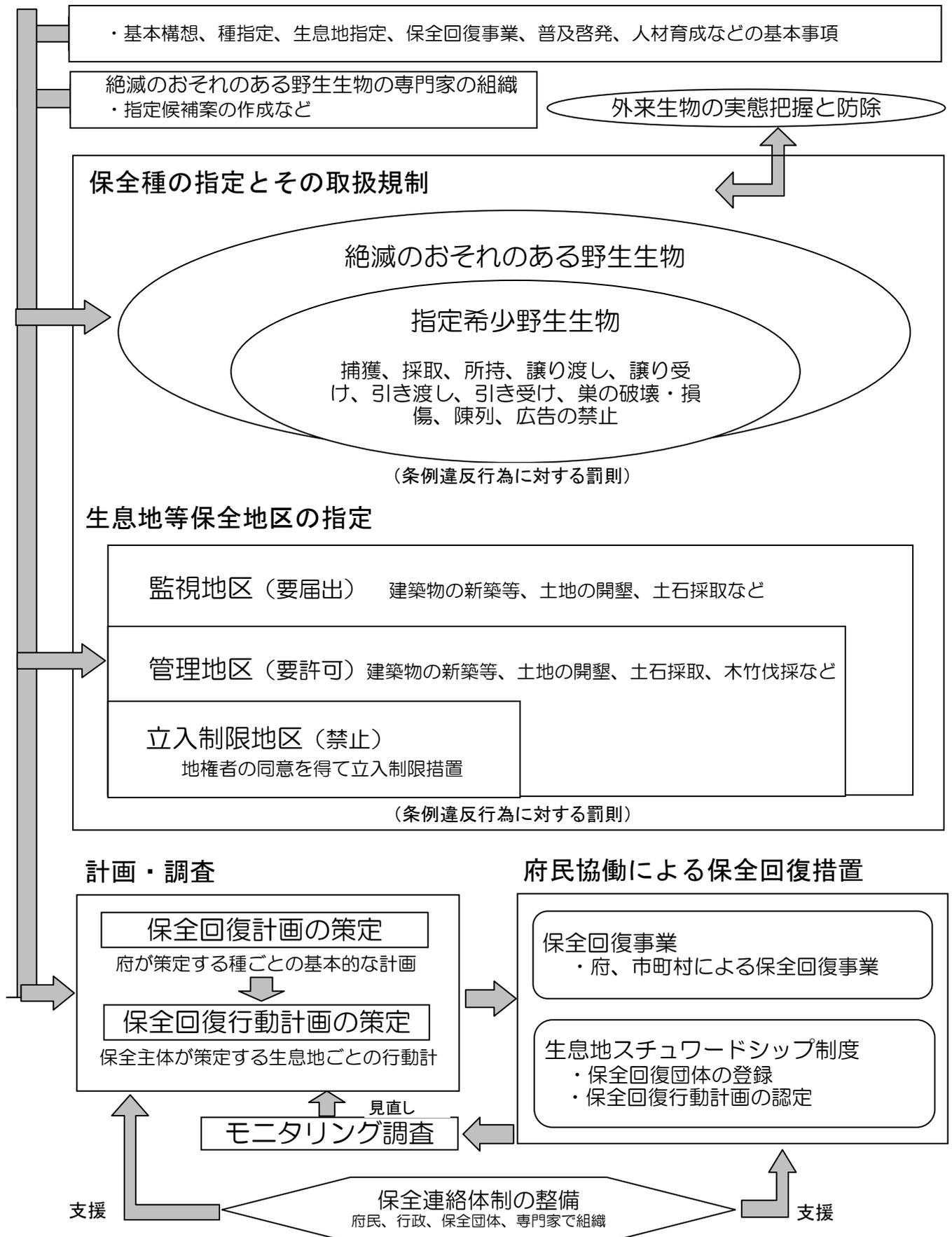
(課題)

条例における禁止事項や許可制度などの効果を担保するため、種の保存法などを参考にしながら罰則を設ける必要がある。

- ① 罰則
  - ・条例の実効性を確保するために罰則規定を設ける。
- ② 両罰規定
  - ・法人等の業務に関し、従業員等がこの条例の違反行為を行ったときは、その従業員等のほか、法人等に対しても罰則を適用する。

# 絶滅のおそれのある野生生物の保全条例（仮称） 【体系図】

## 基本方針



## 【附帯意見】

「特定希少野生生物事業の登録」について

特定希少野生生物事業の登録制度は、指定希少野生生物のうち、既に個体が流通されているものについて種を指定し、事業者がその繁殖個体を販売する行為について、知事に登録させるものである。適正に繁殖された個体が市場に供給されることで販売価格を下落させ、野生個体の捕獲採取をする意味を消失させる効果を有する。

しかしながら、登録制及び届出制を行っている先行県の状況を見た場合に、運用面又は技術面において様々な問題点や課題が認識されているところであり、現時点で本条例に含めることは時期尚早と考え、今回の答申では見送ることとした。

一方で、本制度には前述の有効性も認められることから、将来的に府の実施体制や個体識別の技術が整った際には、取扱業者を登録し、個体登録による管理ができるような措置をとることは、本条例を推進する制度として必要であると考え。少なくとも届出制については、業者を把握し、届出の際に業者に啓発等を行うことができることから、条件が整い次第速やかに実施すべきである。その上で業者の登録制、個体登録へと移行させていくよう努める必要がある。

(参考)

【京都府環境審議会自然・鳥獣保護部会委員】

岩嶋 樹也	京都大学防災研究所気象・水象災害研究部門教授
倉 勉	京都府漁業協同組合連合会代表理事専務
黒田 慶子	(独)森林総合研究所関西支所生物被害研究グループ長
小瀧 茂	京都府農業協同組合中央会専務理事
汐見 明男	京都府町村会長
須川 恒	龍谷大学非常勤講師
竹門 康弘	京都大学防災研究所水資源研究センター助教授
谷口 昭	(社)京都府猟友会会長
深町加津枝	京都府立大学人間環境学部助教授
細谷 和海	近畿大学農学部教授
前田 達明	同志社大学法科大学院司法研究科教授 (京都大学名誉教授)
増田 啓子	龍谷大学経済学部教授
牟田 増行	公募委員
村上 興正	同志社大学工学研究科嘱託講師 [部会長]
山内 輝男	京都府森林組合連合会代表理事専務
冷泉貴実子	(財)冷泉家時雨亭文庫事務局長・常務理事
(特別委員)	
村上幸一郎	京都大阪森林管理事務所長
布村 明彦	近畿地方整備局長
進藤 眞理	近畿農政局長

(敬称略・五十音順)

【審議経過】

平成17年 10月6日	京都府知事から「京都府における絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例の在り方について」諮問(環境審議会から自然・鳥獣保護部会に附議)
10月12日	京都府環境審議会自然・鳥獣保護部会開催
平成18年 9月29日	京都府における絶滅のおそれのある野生生物の保全条例のあり方(絶滅のおそれのある野生生物の保全制度に関する研究会)報告とりまとめ
12月5日	京都環境審議会自然・鳥獣保護部会開催
12月27日	京都府環境審議会自然・鳥獣保護部会、絶滅のおそれのある野生生物の保全制度に関する研究会の合同会議開催
平成19年 1月26日	府環境審議会自然・鳥獣保護部会開催 (答申とりまとめ) 府環境審議会 答申「京都府における絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例のあり方について」